

令和4年度鹿児島県子育て支援員研修事業企画提案要領

1 目的

鹿児島県（以下「本県」という。）において、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員事業の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める事業を実施するため、令和4年度鹿児島県子育て支援員研修事業業務委託の企画提案に必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 業務名

令和4年度鹿児島県子育て支援員研修事業業務委託

(2) 業務内容

別添「令和4年度鹿児島県子育て支援員研修事業の企画提案に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 契約金額の上限

2, 881千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 履行期限

令和5年3月31日まで

5 企画提案参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

6 応募方法等

(1) 企画提案書（任意）の提出

仕様書に基づく内容であって、次のアからエが分かる企画提案書であること。

ア 会社概要

- (ア) 企画提案者(会社)の組織体制・経営状況・事業内容・各種研修に係る実績等及び業務を受託するに当たってのセールスポイント
- (イ) 企画提案者(会社)の個人情報の取扱い及び個人情報保護に関する規定等

イ 企画内容

- (ア) 研修規模

講義・演習はeラーニング形式で行い、実技（心肺蘇生法）及び放課後児童コースは集合形式で実施すること。

実施する研修コースや定員等については別添「仕様書」を参照のこと。

- ・ 開催地域（市町村名）
 - ・ 研修の種類（基本研修，専門研修の各コース名を記載すること。）
 - ・ 視聴可能期間（各研修の視聴可能期間が分かるように記載すること。）
 - ・ 基本研修の定員数（約450人以上）
 - ・ 専門研修各コースの定員数
- (イ) 研修会場
- 公共交通機関等が利用可能な利便性のよい会場とすること。
- ・ 会場となる施設名（所在地・部屋名まで記載すること。）
 - ・ 施設駐車場の有無（有の場合は駐車台数を記載すること。）
 - ・ 会場の収容定員数や最寄りの公共交通機関などの参考となる項目
- (ウ) 研修内容
- ・ 研修科目及びその内容
 - ・ 各研修に要する日数及び時間帯（休憩，昼食時間の配分についても記載すること。）
 - ・ 見学実習の実施方法
 - ・ 補講研修の実施方法
 - ・ 会場での実施が困難となった場合の実施方法（新型コロナウイルス感染症等）
- (エ) 講師及び講師選定の理由
- 講師については，氏名・経歴・講義実績（内容）を記載すること。

ウ 管理運営

- (ア) 本事業を実施するに当たっての運営体制（役割や人数まで記載すること。）
- (イ) 契約開始から業務終了に至るまでの行程表（企画提案者と本県の役割がわかるように記載すること。）
- (ウ) 研修が円滑に行われるための企画提案がある場合は，その内容。

エ 事業費積算

- (ア) 本事業の実施に必要な経費が，研修ごとにわかる内容とすること。
また，各経費について，単価・単位・回数等を記載すること（消費税及び地方消費税は外税とする。）
- (イ) 参考として，受講者が負担する資料（テキスト等）代の額及び見学実習に係る検査等や傷害保険料等の費用を上記の(ア)とは別に記載すること。

7 提出方法

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出部数 | 企画提案書 5部 |
| (2) 提出期限 | 令和4年8月2日(火) ※必着 |
| (3) 提出方法 | 持参又は郵送 |
| (4) 提出先 | 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県子育て支援課 少子化対策係 |

8 企画提案書の無効

上記5に示した参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。

9 質問と回答

本事業に関する質問がある場合は、別紙「質問票」により電子メールで受け付ける。なお、メールの件名は「令和4年度鹿児島県子育て支援員研修事業の質問（事業者名）」とすること。

- (1) 受付期限 令和4年7月27日(水)
- (2) 送付先 鹿児島県子育て支援課 少子化対策係
メール：syoshika@pref.kagoshima.lg.jp
- (3) 回答方法 回答は質問者に対して電子メールで回答するとともに、県ホームページに掲載する。

10 企画提案の選定等

- (1) 提出された企画提案書のみで審査を行い、プレゼンテーション等を行わない。
- (2) 提出された企画提案書に基づき、本県が設置する審査委員会において、最も優れた企画提案を行った者を契約締結候補者とする。
なお、企画提案者が1者のみであった場合も、審査委員会の協議により、契約締結候補者とする場合がある。
- (3) 審査結果は、参加者に対して通知する。

11 契約締結

契約締結候補者は、鹿児島県子育て支援課と具体的な委託内容及び履行について協議を行い、その内容について合意した後に、契約の手続きを行うものとする（企画提案内容は、協議の上で変更する場合がある。）。

12 その他

- (1) 参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類は返却しない。

13 問合せ先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課少子化対策係（担当：永田）
電話：099-286-2800
F A X：099-286-5561
メール：syoshika@pref.kagoshima.lg.jp